



第 12 号

平成 26 年 5 月

## 必修項目 地域資源の適切な保安全管理のための推進活動（農地維持支払）

共同活動支援交付金は、平成 26 年度から農地維持支払交付金と資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に組替となっています。

農地維持支払交付金では、従来実施して頂いている基礎的保全活動と地域資源の適切な保安全管理のための推進活動を毎年して頂くことになっています。

### 地域資源の適切な保安全管理のための推進活動とは

#### 1. 「構造変化に対応した保安全管理の目標」の設定（どれかを選択）

①	〔中心経営体型〕	地域内の中心経営体の育成・確保、農地集積を図り、中心経営体との役割分担や労力補完により保安全管理を図る。
②	〔集落ぐるみ型〕	集落営農組織の構築・充実等を図り、集落を基礎とした農業生産体制の整備と合わせた地域ぐるみの保安全管理を図る。
③	〔地域外経営体連携型〕	地域外の農業生産法人や認定農業者等への農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保安全管理を図る。
④	〔集落間・広域連携型〕	広域的な農地利用の調整、近隣集落との連携、旧村や水系単位等での連携を図り、集落間の相互の労力補完や広域的な活動により保安全管理を図る。
⑤	〔多様な参画・連携型〕	地域住民の参画、地域外の団体や都市住民等との連携を図り、地域外を含め多様な地域資源管理の担い手の確保により保安全管理を図る。



#### 2. 地域で取り組んでいくべき保安全管理の内容を明らかにします。

##### （1）地域ぐるみで取り組む保安全管理の内容（どれかを選択）

- 農地の利用集積の進展に伴う農用地に係る管理作業
- 高齢化の進行に伴う高齢農家の農用地に係る管理作業
- 不在村地主等の遊休農地に係る管理作業
- 農業者、地域住民等が担う共同利用施設の保安全管理
- その他 例：景観保全に資する地域ぐるみで行う農用地・施設の管理  
農地集積や水田フル活用に対応した農業用水の適正管理 等

## (2) 適切な保安全管理を図るための推進活動

## ①取組方向（どれかを選択）

- 担い手との連携の強化、担い手の人材・機材を有効活用した活動の実施
- 入り作農家等の近隣の担い手との協力・役割分担に基づく活動の実施
- 地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり、活動の実施
- 地域住民、新規・定年就農者等、新たな保安全管理の担い手の確保
- 不在村地主との連絡・調整体制の構築、遊休農地等の有効活用
- 隣接集落との連携による相互の労力補完、広域的な活動の実施
- その他

②具体的な行動（該当する取組を選択し、毎年度実施）⇒ **必ず実施記録を残しておきましょう！**

- 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会
- 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査
- 不在村地主との連絡体制の整備・調整、それに必要な調査
- 地域住民等（集落外の住民・組織等含む）との意見交換会・ワークショップ・交流会
- 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
- 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会
- その他

## 多面的機能支払交付金に係る Q &amp; A

## Q 多面的機能支払へ移行した場合の協定期間如何

現行農地・水組織（H24～28）が、多面的機能支払（H26～30）に移行した場合は、協定期間が7年間になるのか。

- ①H30年に転用が発生した場合は、7年間の遡及返還が必要か。
- ②研修は、H30までに実施すれば良いか。H25までに実施している場合は、研修の必要はないのか。

A 協定期間については、多面的機能支払（H26～30）へ移行することとなる。この場合、現行の協定（H24～28）が無くなるものではなく、H26～28は現行の農地・水支払と多面的機能支払、両方の協定で活動して頂くこととなる。

- ①H30年に転用等による面積減となった場合、多面的機能支払の協定に基づき5年間（H26～30）の遡及返還となる。また、H28年面積減となった場合、多面的機能支払の協定に基づき3年間（H26～28）、農地・水支払の協定に基づき2年間（H24～25）の合計5年間の遡及返還となる。

②研修についても、それぞれの協定期間内での実施が必要である。

**但し、「やむを得ない理由」の場合は、遡及返還とはなりません。**

- a. 対象農用地について、**土地収用法に基づき収用若しくは使用を受けた場合、又は収用適格事業（土地収用法第3条）の要請により任意に売り渡し若しくは使用させた場合や、農業用施設用地等とした場合**も同様に「やむを得ない理由」に相当する。
- b. **耕作者の死亡に伴う、協定農用地及び対象農用地の減少**は、「やむを得ない理由」に該当する。  
なお、農業者が死亡し、耕作が継続できない農用地であっても、相続人の了解があれば遊休農地発生防止のための保安全管理などを行うことは可能であることから、相続人も含め当該農用地の取扱いについて活動組織で話し合っていたきたい。

**Q 資源向上活動（長寿命化）の繰越方法如何**

- ①年間交付額が数十万円が業務発注できない。2年分をまとめ2年目に工事は注することは可能か。
- ②①と同様に年間交付額が少ないため、1年目は調査設計を行い、2年目に前年繰越額と併せた工事発注は可能か。

A 多面的機能支払移行に伴い、長寿命化についても、協定期間中における翌年度繰越が可能となったが、同活動については、年度毎の計画に基づき活動を実施し、その支援として交付金を交付している。

- ①については、1年目の活動計画がなく、活動も実施していないため認められない。**（交付金の丸々繰り越しは制度上説明できない。）**
- ②については、従来の農地・水支払でも1年目は資材購入（実績報告では暫定数量の報告）して2年目にまとめて施工することもあり、1年目に調査設計を行い、2年目に前年繰越額と併せた工事発注は可能です。

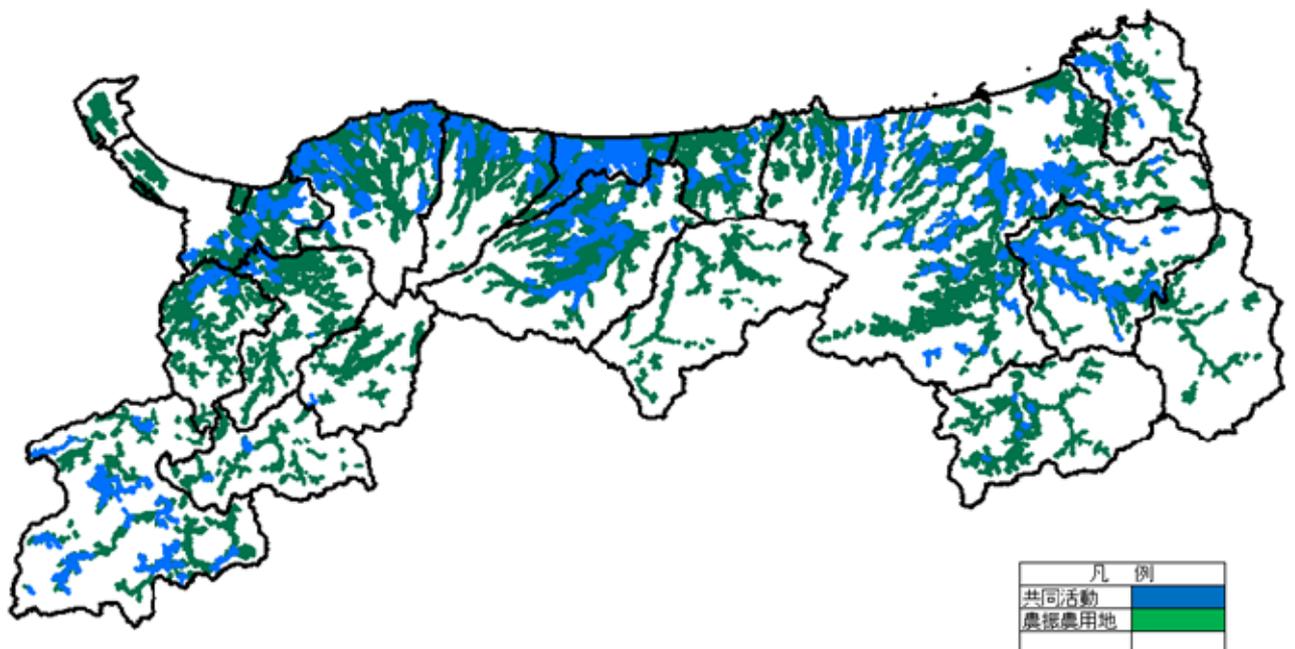
**Q 中山間地域等直接支払制度に取組んでいる組織が、農地維持支払交付金に取組んだ場合、支払関係はどうすればよいか。**

A 支払は、農地維持支払交付金を優先して支払って頂く。農地維持支払交付金が足りなくなったら、中山間地域等直接支払制度の交付金を充当して下さい。多面的機能支払交付金で支払可能な活動については、多面的機能支払交付金で支払って頂くことになる。

**共同活動支援交付金の平成25年度実績について**

平成25年度に共同活動交付金に取組んだ組織は388組織（15市町計）で、鳥取県の農振農用地に占める面積割合は、29%（9,743ha）となっています。

鳥取県の共同活動実施エリア(平成25年度実績)



## 多面的機能支払交付金に係るホームページのご紹介

活動の解説（活動のねらい、活動の内容等参考になる情報）、各種様式は、下記のホームページから得ることができます。

農林水産省＞組織・政策＞農村振興＞多面的機能支払交付金

[http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen\\_siharai.html](http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html)

農林水産省

多面的機能支払交付金

平成26年度から、多面的機能支払交付金により農業・農村の持続可能な多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援します。このページでは、多面的機能支払交付金の概要や関係通知等について掲載しています。

### 1. 制度の概要

**平成26年度予算算定決定の内容**  
平成26年度の多面的機能支払交付金の予算算定決定の内容です。  
・ PDF版「多面的機能支払交付金」(PDF:656KB)

**活動の解説**  
農地維持活動及び資源向上活動について、活動のねらい、活動の内容、配慮事項等参考になる情報をとりまとめたものです。

**農地維持活動**

- 農地・水田等の基礎的な保全管理(PDF:1,891KB)

**資源向上活動(共同)**

- 地帯資源の算的向上を図る共同活動の解説(PDF:8,909KB)  
(分割版1(PDF:1,497KB)、分割版2(PDF:1,204KB)、分割版3(PDF:1,394KB)、分割版4(PDF:1,221KB)、分割版5(PDF:1,837KB)、分割版6(PDF:1,559KB)、分割版7(PDF:1,926KB)、分割版8(PDF:1,880KB))

**資源向上活動(長寿化)**

- 農地帯の水路・農道等の長寿化のための活動の解説(PDF:1,821KB)

### 2. 関係通知等

**要綱・要領**

- 多面的機能支払交付金実施要綱(PDF:345KB)
- 多面的機能支払交付金実施要領(PDF:263KB) 別記(PDF:1,168KB) 様式集(PDF:846KB)
- 多面的機能支払交付金実施要領(PDF:882KB)

**各種様式**  
申請等の際に必要な書類の様式についてはこちらをご覧ください。  
・ 各種様式

また、鳥取県内の活動組織の活動状況は、下記のホームページで閲覧できます。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/41402.htm>

鳥取県・水・環境保全向上対策関連ホームページ

一期対策の状況

二期対策の状況 (PDF:700KB)

各活動組織の状況(市町村別)

- 鳥取市(その1) (PDF:5,081KB)
- 鳥取市(その2) (PDF:1,114KB)
- 岩美町 (PDF:2,411KB)
- 八幡町 (PDF:2,411KB)
- 倉吉市(その1) (PDF:3,101KB)
- 倉吉市(その2) (PDF:4,708KB)
- 二朝町 (PDF:2,144KB)
- 湯梨浜町 (PDF:2,144KB)
- 琴浦町 (PDF:2,144KB)
- 北栄町 (PDF:2,144KB)
- 米子市 (PDF:3,109KB)
- 南部町 (PDF:3,109KB)
- 伯耆町 (PDF:3,109KB)
- 大山町 (PDF:3,109KB)
- 日野町 (PDF:3,109KB)
- 日南町 (PDF:3,109KB)

農地・水・環境保全向上対策関連ホームページ

- 鳥取県農地・水・環境保全協議会(水士里ネットとどりのホームページ) [リンク]
- 農地・水・保全管理支払交付金(全国水士里ネットホームページ) [リンク]
- 農地・水・保全管理支払交付金(農林水産省ホームページ) [リンク]